

(6月20日(金)総務常任委員会協議会後に公表)

玉川まちづくりセンター整備地について

1 経過および方針

現在、笠縫東・矢倉・山田・玉川・老上の5つの地域まちづくりセンターを順に整備しているところであり、玉川につきましては、現在41年目を迎え、整備の検討を重ねているところです。

センター整備の基準といたしまして、平成24年度実施の「市民センター施設機能調査」に基づき、敷地面積は1,700㎡程度、施設規模は延床面積630㎡、2階建て、また、同一敷地内での建替が困難な場合は、当該地周辺用地の取得を行うなど、センター利用者のニーズに応えるべく施設の改築計画を推進させることについて、平成30年度に方針決定しております。

現玉川まちづくりセンターは、借地120㎡を含め1,789㎡ありますが、不整形地かつ敷地内が平坦(約1m高低差あり)ではないことによる現地建替の困難さを考慮し、今年度は整備基本計画の策定を進める中で、現地建替案・移転案を含めた整理を行うこととしておりました。

また、現地建替に課題がある場合は、地域の協力をいただくなどで他の候補地の検討を進めることとなりますが、今回、玉川学区から『玉川まちづくりセンター整備（建替え）に伴う要望について』の要望書が提出されましたことから、野路公園整備事業の進捗を踏まえた上で、前述の方針に該当するものとして総合的に勘案し、玉川まちづくりセンターの野路公園隣接地での移転・改築に向けて、地権者との調整を進めます。

なお、移転・改築にあたっては、現在のまちづくりセンター敷地を処分する方向で、併せて検討を進めます。

2 今後のスケジュール案

令和 7 年度	…	用地取得
令和 8 ～ 9 年度	…	基本・実施設計
令和 1 0 年度	…	造成工事
令和 1 0 年～ 1 1 年度	…	改築工事

3 位置関係

